

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から52年3月まで
昭和48年3月にA県から実家に戻り、父親の経営するB社に勤務した。

両親は国民年金に加入しており、よく年金の話をしてきた。両親に年金の滞納は無かったと記憶している。

B社に勤務し始めた頃、月々の給料は全額ではなく、衣食住(年金、税金、食費、生保、損保、光熱費、預金等)の費用を差し引いた残りを支給され、母親が、「お前の年金は払っておくから。」と言っていた。

母親が両親と私の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡しているため、当時の状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期を、実家に戻ってきた昭和48年4月頃であると供述しているが、申立人の国民年金は53年4月に加入手続が行われ国民年金手帳記号番号が払い出されていることが市役所の被保険者名簿などから確認でき、当該番号払出時点で、申立期間のうち50年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館厚生年金 事案 258 (事案 128 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月20日から31年1月1日まで
② 昭和31年1月18日から同年2月9日まで
③ 昭和32年3月14日から同年4月2日まで
④ 昭和32年8月28日から同年9月1日まで
⑤ 昭和33年3月3日から同年4月1日まで
⑥ 昭和33年8月29日から同年9月1日まで
⑦ 昭和34年3月12日から同年5月1日まで
⑧ 昭和34年7月31日から同年8月15日まで

当初の申立てについては、記録の訂正は認めることができないとの通知を受け取ったが、船員保険法において、強制被保険者とされる者は、「船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者」であると規定されており、私は、全ての申立期間において船員法第1条に規定する船員であった。

船員保険の保険者は国であり、船員保険制度の適切な運用については、国が管理及び監督責任を負うべきであるから、船員保険料が給与から控除されていたか否かにかかわらず、船員法及び船員保険法に照らして、船員保険の被保険者記録の訂正を認めてほしい。

また、申立期間③から⑧までに係る船舶所有者であるA氏の子と一緒にB丸に乗り組んでいたことがあり、社会保険関係の取扱いについて知っていると思うので、照会してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人が所持する船員手帳によると、申立人は、C氏が所有するD丸に昭和30年12月20日に

雇入れ、同年12月31日に雇止め、31年1月18日に雇入れ、同年2月8日に雇止めされていることが確認できるものの、ii) 当該船舶所有者は既に死亡していることから、両申立期間における船員保険の取扱いについて確認できないこと、iii) 申立人は、「申立期間①においては港で船体修繕を行っており、出漁はしていない。」と供述していること、iv) 申立期間②において申立人と同じ船舶に乗り組んだと供述している同僚についても、船員手帳に当該船舶所有者に係る雇入れ及び雇止め年月日が記載されているものの、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において申立期間②における船員保険の被保険者記録が確認できないこと、v) 当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立期間③から⑧までに係る申立てについては、i) 申立人が所持する船員手帳によると、申立人は、A氏が所有するB丸に昭和32年3月14日に雇入れ、同年8月14日に雇止め、同日付けで雇入れ、同年11月30日に雇止め、33年3月3日に雇入れ、同年5月16日に雇止め、同日付けで雇入れ、同年8月28日に雇止め、同年8月29日に雇入れ、同年11月29日に雇止め、34年3月12日に雇入れ、同年5月1日に雇止め、同日付けで雇入れ、同年8月6日に雇止め、同日付けで雇入れ、同年8月26日に雇止めされていたことが確認できるものの、ii) 船舶所有者名簿によると、当該船舶所有者は申立期間③、④及び⑤並びに申立期間⑦の一部の期間については、船員保険の適用事業所に該当していないこと、iii) 当該船舶所有者は既に死亡していることから、申立期間③から⑧までにおける申立人の保険料控除について確認できないこと、iv) 申立期間③から⑧までの期間において申立人と同じ船舶に乗り組んでいたと供述している同僚二人についても、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において当該期間における船員保険の被保険者記録は確認できない上、当該同僚のうちの一人は、船員手帳に記載されている雇入れ及び雇止めの年月日と被保険者名簿における船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日が相違していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、「船員保険の保険者は国であり、船員保険制度の適切な運用については、国が管理及び監督責任を負うべきであるから、船員保険料が給与から控除されていたか否かにかかわらず、船員法及び船員保険法に照らして、船員保険の被保険者記録の訂正を認めてほしい。」と主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基

づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』とされており、船員保険に関する申立てについては、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、事業主（船舶所有者）により給与から船員保険料が控除されていたか否かなどを踏まえ、年金記録の訂正の要否を判断する機関である。

今回、申立人は参考までに確認してほしいとして、新たに昭和 31 年から平成 23 年までの期間に係る新聞記事を提出しているものの、当該新聞記事からは、全ての申立期間における申立人の保険料控除について確認することができない。

また、申立人は申立期間③から⑧までに係る船舶所有者である A 氏が生存していたことを確認してほしいとして、当該船舶所有者の写真を提出しているところ、昭和 60 年当時、当該船舶所有者が生存していたことは確認できるものの、前述のとおり、当該船舶所有者は既に死亡していることから、申立人の申立期間③から⑧までにおける船員保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が一緒に B 丸に乗り組んでいた同僚として名前を挙げている当該船舶所有者の子に照会したものの、「申立人と一緒に B 丸に乗り組んでいたことは覚えているが、当時、私は高等学校を卒業したばかりであり、社会保険関係の取扱いについては覚えていない。」と供述している上、当該同僚が所持する船員手帳に記載されている雇入れ及び雇止めの年月日と当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿における船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日が相違していることが確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、全ての申立期間の船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、当該記載をもって船員保険料が給与から控除されていたことを示す根拠にすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 47 年 11 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 5 月まで

私は、申立期間①については、A社（現在は、B社）C工場に勤務していた。

申立期間②については、D社（現在は、E社）に勤務していた。

両事業所に係る標準報酬月額の記録を確認したところ、受け取った給与額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社C工場に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、後継事業所であるB社に照会したところ、「当時の資料が無く、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したところ、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、前述の同僚のうちの一人は、「申立期間①当時の給与明細書は持っていないが、私の標準報酬月額と申立期間①当時の給与の支給額

はほぼ同じであると思う。」と供述している。

加えて、申立人の被保険者名簿を確認したが、申立期間①の標準報酬月額等の記録について、訂正が行われたなど不自然な形跡は無く、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間②については、申立人は、D社に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、後継事業所であるE社に照会したところ、「当時の資料が無く、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、企業年金連合会から提出されたF厚生年金基金に係る「中脱記録照会（回答）」に記載されている標準報酬月額は、D社に係る被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したところ、申立人と同様に昭和48年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の被保険者名簿を確認したが、申立期間②の標準報酬月額等の記録について、訂正が行われたなど不自然な形跡は無く、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。